

## 平成26年定例第4回市議会会議録(第3日)

平成26年12月12日午前9時30分定例第4回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	田中	信之	11番	内野	英則
2番	野田	力	12番	小野	茂樹
3番	上津原	博	13番	中島	一博
4番	荒卷	隆伸	14番	坂口	孝文
5番	瀬口	健	15番	井手	敏夫
6番	川口	正宏	16番	宮本	五市
7番	坂田	仁	17番	壇	康夫
8番	近藤	新一	18番	河野	一昭
9番	梶山	忠男	19番	牛嶋	利三
10番	中尾	眞智子			

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	馬場洋輝	議会事務局係長	松藤典子
次長	四牟田正雄	書記	柿野孝博

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	西原親	企画財政課長補佐 兼財政係長	西山俊英
副市長	高野道生	福祉事務所長	梅津俊朗
教育長	長岡廣道	環境衛生課長	富重巧斉
監査委員	平井常雄	農林水産課長	大津光若
総務部長	塚野仙哉	商工観光課長	松尾博
保健福祉部長	松藤泰大	上下水道課長	内野逸雄
市民部長 兼市民課長	坂梨一広	学校教育課長	田中裕樹
環境経済部長	横尾健一	教育部指導室長	稗田賢次
建設都市部長	石橋慎二	総務課人事係長	松尾浩孝
教育部長 兼教育総務課長	大津一義	福祉事務所 生活支援係長	西山功
消防長	塚本哲嘉	福祉事務所 児童福祉係長	城戸邦宏
総務課長	平木啓喜	企業誘致推進室 兼エネルギー政策推進室長	古田稔
企画財政課長	坂田良二		

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 議案第41号 みやま市議会議員及びみやま市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の制定について
- (2) 議案第42号 みやま市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第43号 みやま市指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- (4) 議案第44号 みやま市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の制定について
- (5) 議案第45号 みやま市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について
- (6) 議案第46号 みやま市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (7) 議案第47号 有明広域葬斎施設組合規約の変更について
- (8) 議案第48号 財産の取得についての議決の一部変更について
- (9) 議案第49号 財産の処分について
- (10) 議案第50号 平成26年度みやま市一般会計補正予算（第4号）
- (11) 議案第51号 平成26年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- (12) 報告第5号 専決処分の報告について（専決第5号 訴訟事件の和解について）
- (13) 議案第52号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (14) 議案第53号 平成26年度みやま市一般会計補正予算（第5号）
- (15) 議案第54号 平成26年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- (16) 議案第55号 平成26年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- (17) 議案第56号 平成26年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- (18) 議案第57号 平成26年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- (19) 議案第58号 平成26年度みやま市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- (20) 議案第59号 平成26年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- (21) 議案第60号 平成26年度みやま市水道事業会計補正予算（第1号）
- (22) 発議第7号 みやま市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- (23) 発議第8号 みやま市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- (24) 請願第5号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願
- (25) 閉会中の継続調査の申出について

(追加日程)

- (1) 発議第9号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

---

午前 9 時 30 分 開議

○議長（牛嶋利三君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 議案第 41 号

○議長（牛嶋利三君）

日程第 1. 議案第 41 号 みやま市議会議員及びみやま市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第 41 号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 41 号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第 41 号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第 41 号 みやま市議会議員及びみやま市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の制定については原案のとおり可決をされました。

日程第 2 議案第 42 号

○議長（牛嶋利三君）

日程第 2. 議案第 42 号 みやま市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

を議題といたします。

本件につきましては、厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。坂口厚生常任委員会委員長、お願いします。

**○厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）**

おはようございます。厚生常任委員長報告をいたします。

議案第42号 みやま市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月8日に松藤保健福祉部長、加藤健康づくり課長及び関係係長に出席を求め、委員全員出席のもと、委員会を開催いたしました。

本議案は、健康保険法施行令第36条の改正に伴い、条例を改正するものです。

現在、被保険者が出産した際は、出生児1人につき出産育児一時金本体390千円に産科医療補償制度掛金相当分30千円を加算し、420千円を限度に支給するものとなっています。

今回、産科医療補償制度掛金額が引き下げられますが、出産育児一時金総額420千円を維持するため、出産育児一時金本体の額を390千円から404千円に改正するものです。

委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第42号の討論につきましては、ただいまのところ通告があってありませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第42号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第42号 みやま市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決をされました。

### 日程第3 議案第43号

○議長（牛嶋利三君）

日程第3. 議案第43号 みやま市指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、厚生常任委員会に付託をしておりましたので、引き続き委員長の報告を求めてまいります。坂口厚生常任委員会委員長、お願いします。

○厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

厚生常任委員会委員長報告をいたします。

議案第43号 みやま市指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月8日に松藤保健福祉部長、河野介護支援課長及び関係係長に出席を求め、委員全員出席のもと、委員会を開催いたしました。

本議案は、平成25年に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により介護保険法が一部改正されたことに伴い、条例を改正するものです。

内容としては、指定介護予防支援事業者の指定や事業の人員、設備及び運営に関する基準等について、国で定める基準に従い定めるほか、市独自の基準として暴力団排除に関する規定等を定めるものです。

委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第43号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第43号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第43号 みやま市指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決をされました。

**日程第4 議案第44号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第4．議案第44号 みやま市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。坂口厚生常任委員会委員長、お願いします。

**○厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）**

厚生常任委員会委員長報告をいたします。

議案第44号 みやま市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の制定について、厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月8日に松藤保健福祉部長、河野介護支援課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席のもと、委員会を開催いたしました。

本議案は、平成25年に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により介護保険法が一部改正されたことに伴い、従来、厚生労働省令により定められた地域包括支援センターの職員等に関する基準について、

本市の条例で定めることとされたため、条例を制定するものです。

委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第44号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第44号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第44号 みやま市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の制定については委員長報告のとおり原案可決をされました。

#### 日程第5 議案第45号

○議長（牛嶋利三君）

日程第5．議案第45号 みやま市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件については、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。瀬口産業建設常任委員会委員長、お願いします。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

議案第45号 みやま市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御



報告いたします。

当委員会は、12月9日に横尾環境経済部長、富重環境衛生課長及び関係係長等の出席を求め、委員全員の出席のもと、委員会を開催いたしました。

一般廃棄物処理施設の設置については、生活環境影響調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供し、当該届け出に係る施設の設置に関し、利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を付与することが義務づけられています。

本議案は、本市で今後、最終処分場の延命化事業やメタン発酵発電・液肥化施設の整備が計画されており、その設置に係る届け出に際し、市が実施した生活環境影響調査の結果を縦覧する必要があるため、条例を制定するものであります。

委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第45号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第45号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第45号 みやま市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決をされました。

## 日程第6 議案第46号

### ○議長（牛嶋利三君）

日程第6．議案第46号 みやま市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件については、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。瀬口産業建設常任委員会委員長、お願いします。

### ○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

議案第46号 みやま市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月9日に石橋建設都市部長、内野上下水道課長及び関係係長等に出席を求め、委員全員の出席のもと、委員会を開催いたしました。

本議案は、みやま市矢部川流域関連公共下水道事業の進捗により、瀬高町文広の一部及び下庄の一部を下水道事業計画区域に定め、平成29年度より供用開始予定であることに伴い、賦課対象区域の追加を行う必要があるため、条例を改正するものであります。

委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

### ○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第46号の討論につきましては、ただいまのところ通告があってありませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第46号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第46号 みやま市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決をされました。

#### 日程第7 議案第47号

○議長（牛嶋利三君）

日程第7. 議案第47号 有明広域葬斎施設組合理約の変更についてを議題といたします。

本件につきましては、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。瀬口産業建設常任委員会委員長、お願いいたします。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

議案第47号 有明広域葬斎施設組合理約の変更について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月9日に横尾環境経済部長、富重環境衛生課長及び関係係長等に出席を求め、委員全員の出席のもと、委員会を開催いたしました。

本議案は、新たに柳川市と共同で新ごみ処理施設及び新火葬場を建設することになったことに伴い、みやま市及び柳川市のごみ処理事務を有明広域葬斎施設組合の共同処理する事務に加えるとともに、組合の名称を変更することから組合理約を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

これにより、組合の名称を「有明生活環境施設組合」に変更し、組合議員の定数を現在の10名から12名に増員し、柳川市から7名、みやま市から5名となるものであります。

委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第47号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第47号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第47号 有明広域葬斎施設組合規約の変更については委員長報告のとおり原案可決をされました。

**日程第8 議案第48号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第8. 議案第48号 財産の取得についての議決の一部変更についてを議題といたします。

本件につきましては、総務文教常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。宮本総務文教常任委員会委員長、お願いします。

**○総務文教常任委員長（宮本五市君）（登壇）**

それでは、総務文教常任委員長報告をいたします。

議案第48号 財産の取得についての議決の一部変更について、総務文教常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月10日、大津教育部長、田中学校教育課長、木村課長補佐及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員出席のもと、委員会を開催いたしました。

本議案は、飯江小学校、竹海小学校、山川東部小学校、山川南部小学校の統合小学校を建設するために必要な私有地を購入するに当たり、さきの9月定例会で可決された議案第38号 財産の取得について、今回、新たに用地を取得することから、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決内容の一部改正について議決を求めるものです。

委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第48号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第48号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第48号 財産の取得についての議決の一部変更については委員長報告のとおり原案可決をされました。

**日程第9 議案第49号**

○議長（牛嶋利三君）

日程第9. 議案第49号 財産の処分についてを議題といたします。

本件については、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。瀬口産業建設常任委員会委員長、お願いいたします。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

議案第49号 財産の処分について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月9日に横尾環境経済部長、古田企業誘致推進室長に出席を求め、委員全員の出席のもと、委員会を開催いたしました。

本議案は、市有地をニコニコのり株式会社の事業用地として売却するため、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決

を求めるものであります。

委員会は慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第49号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第49号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第49号 財産の処分については委員長報告のとおり原案可決をされました。

#### 日程第10 議案第50号

○議長（牛嶋利三君）

日程第10. 議案第50号 平成26年度みやま市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。10番中尾眞智子君。

○10番（中尾眞智子君）

ページ数を言っているいいですか。

○議長（牛嶋利三君）

ページ数をお示してください。

○10番（中尾眞智子君）

17ページの生活保護総務費、国庫補助金等返還金55,773千円でございますが、資料を見ますと、生活保護の被保護者数が見込みより減少しておりという説明がついております。この減少している原因につきまして、たしかことし7月から改正生活保護法ですかね、それが出て、扶養義務の強化とか、それから、就労指導の強化ということがうたわれておりましたけれども、減少した理由はそのいずれなのか、また、別にどういう理由があるのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

梅津福祉事務所長。

○福祉事務所長（梅津俊朗君）

昨年度の国庫補助の申請時点では、見込みよりも約30人ほど減少しております。

大きな理由といたしましては、やはり高齢者の死亡、それとあと、就労による生活保護からの脱却、それと、転出等が主な原因でございます。詳細な件数をちょっと今手元に把握しておりませんが、3点が大きな理由ではないかと思っております。

ですから、締めつけが厳しくなったから保護を認めなくなっているとかということで生活保護の方を外しているということではございません。そこら辺は今までと同じようなところで、ちゃんと認可すべきものは認定をしております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

10番中尾眞智子君。

○10番（中尾眞智子君）

今の話、福祉事務所長がおっしゃったとおり、私も締めつけが随分厳しくなったのかなと、申請が通らなくなってしまったのかな、そういう部分もあるのかなということでお聞きいたしましたけれども、そういうことではないということでございますので、わかりました。ありがとうございます。

○議長（牛嶋利三君）

梅津福祉事務所長。

○福祉事務所長（梅津俊朗君）

ちょっと誤解のないように申しておきますけれども、みやま市が甘くしているということ

ではございませんので、調査すべきはちゃんと調査をいたして、そこで適正に処理を行っているということでよろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

16ページでございます。

3款2項1目の児童福祉総務費の中の学童保育事業費、これは4,200千円、設計委託料として上がっておりますが、これは統合小学校を設計するに当たって、既に別に設計委託料を経て建設に至っていると思うんですが、なぜ統合小学校に建設するに当たっての学童保育の設計だけが別なのか。一緒に統合小学校の校舎建設の設計時にこの設計費をなぜ含めていなかったのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

梅津福祉事務所長。

○福祉事務所長（梅津俊朗君）

基本的に、統合小学校の学校の設計の部分と学童の部分は別々の事業として考えをいただきたいと思います。

統合小学校に学童をつくるという最終決定につきましては、ここ1年ぐらいで財政も含めて確定いたしましたものでありますので、学童は学童の別の事業として動きをいたしてきましたので、別になったところでございます。

瀬口議員さんがおっしゃるように、最初の数年前から統合の計画があっただけでよかったんですけども、学童については、飯江小学校といいますか、例えば、既存の小学校を再利用するとかいろんな案がございましたけれども、最終的に福祉事務所の要望として、やはり学童保育は安全のためにも同一敷地内がいいというところで、骨格自体がなかなか固まっておりましたので、統合小学校の方向性が固まった中で、そこに学童のほうものせていってもらったという形で教育委員会のほうにも御協力をいただきましたので、こういうふうな形で直近になって具体的な動きを始めさせていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）



5 番瀬口健君。

○5 番（瀬口 健君）

全く納得がいきませんが、最近になってこの校舎に学童保育所を建てるとか、そういったものの言いわけはきかんち思うですたいね。いずれにしたって、統合小学校ができるに当たって、今までの経過を見てください。どこでも小学校の敷地内に学童保育所があるですたいね。それは当然予想されることでしょう。どこにどげんつくるかわからんやったと、1年前になってばたばたできた、そげんかじゃなくて、当然、4校が統合して、そこに学童保育所ができるというのは考えられることじゃなかですか。それは教育委員会とおたくのほうと話し合いをしたとおっしゃいますが、どういう話し合いの結果でこげん別々になったのか。今の説明では当然、皆さん納得いかんですよ。

○議長（牛嶋利三君）

梅津福祉事務所長。

○福祉事務所長（梅津俊朗君）

現在は飯江小学校の場所に決まります前の段階としては、山川中学校の横ということで敷地の部分を含めて統合の話がされておりました。その中で、福祉事務所としても、当然、敷地内にとということで要望をいたしておりましたけれども、中学校横に統合小学校をつくらなくなったときには、近くに飯江小学校というのがありましたので、そこを利用したらどうかというふうな話もございましたので、最初から敷地内につくるという話が、こちらの願いとしては通っていなかったことでもありますけれども、現在の飯江小学校の敷地も含めて確定した段階で、委員会のほうも御理解いただきまして、敷地内に建てていただくという理解も得られましたので、そういうことで現在のほうで具体的な話に進ませさせていただいているということでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

5 番瀬口健君。

○5 番（瀬口 健君）

庁内では納得ができるでしょうけど、庁内関連では納得がいくでしょうけど、こういうふうなやり方というのは市民は全く理解できんですよ。一つの屋敷ばつくとに後からつけ加える、前からずっと指摘をしよりますが、庁内の横の連絡というのがどれくらいあるのか

と。これは4,200千円を最初から一緒に加えておいたら、4,200千円というのはほとんど要らんでしょう。それがわからんやったとか、以前の問題は別として、中学校の敷地内に建てるとか西側に建てるとか、いろいろ話はあったですけど、最終的には飯江小学校になって、そこから設計を始めたでしょう。そのときに何で——ちょっとまだ手を挙ぐつとは早かけんすな。これが最後やけん。何でそのときから話し合いをしなかったのかということですよ。これはほかの例も挙げると、多目的とか公民館の問題とか地元からもいろいろ話はあるよごたっですが、いずれにしたってもう決まっておりますけんが、あとはいろいろ言うてもらったっちゃ困りますと。市民の方たちの要望については却下しながら、後からつけ加えて、この学童保育所を統合小学校の中に入れましたので、その設計費を別に下さいと、こういうふうな言い方が成り立つのかということですよ。

そいけん、何でしなかったのか。今まで理由は聞きましたが、そしたら、教育委員会の考え方をお聞きしたいと思いますが、これは市民に対しては今の答えじゃ全然理由になりません。統合小学校ができるということから、そういう計画を設計するに当たっての話し合いをすればよかったじゃなかですか。あなたの言い方と、それとまた教育委員会の考え方をちょっとお聞きします。（「補足を」と呼ぶ者あり）

**○議長（牛嶋利三君）**

ちょっと瀬口議員さん、どげんですかね、福祉事務所長の答弁を聞いて、こっちに聞いていいですか。

**○5番（瀬口 健君）**

はい。もう私は最後ですから。

**○議長（牛嶋利三君）**

はい、どうぞ。梅津福祉事務所長。

**○福祉事務所長（梅津俊朗君）**

統合小学校の場所につきましても、統合小学校検討委員会というのが地域の方を含めて組織をされておまして、その中で当初からこの統合小学校の話も一緒に論議をしていただいて、場所の問題とかも含めまして、そういうことにつきましては、統合小学校の地域の方のお話についても、そこら辺を含めて御論議をいただいているところでございますということを補足で説明させていただいております。

**○議長（牛嶋利三君）**

教育委員会のほうから。大津教育部長兼教育総務課長。

**○教育部長兼教育総務課長（大津一義君）**

学童保育所の設置につきましては、3年前から地域の説明会の際に必ず話題に上る案件でございまして、教育委員会の説明の内容といたしましては、学童保育所の設置については、現在の市内の学童保育所の設置状況、それから利用状況等も踏まえて、いろいろと御意見をいただきながら、そのいただいた意見については福祉事務所にその都度つないでおりました。ただ、所管が違いますので、教育委員会で最終決定をするということにはなかなかありませんけれども、統合協議会の中でも当然そういった議題が取り上げられるのはわかっておりましたので、具体的に、ことし統合協議会を設置した時点におきましても、学童保育所の件については、当然、統合協議会の中でも議論をしていきますということでお答えをしております。現にいろんな意見が出てきておりますけれども、先ほど申し上げましたように、その都度福祉事務所のほうとも調整をやりながら進めてきたところでございます。

ただ、教育委員会の側からいたしますと、国、県の補助金等のくくりからしますと、どうしても一緒に設計等もできませんので、こういった形をお願いをしているところでございます。どうぞよろしく願いいたします。（発言する者あり）

**○議長（牛嶋利三君）**

一応3回までということになっておるから、議会終了後、ちょっと教育部長、福祉事務所長との答弁をいただきよるけれども、聞きよって、恐らく質問者としては納得できんというか、理解できらっしゃれん部分があると思います。だから、議会終了後、その部分についてはしっかり説明ばしてやってください。（発言する者あり）

ほかに質疑ございませんか。15番井手敏夫君。

**○15番（井手敏夫君）**

18ページ、4款1項5目の公共施設太陽光発電システム設置工事費の1,150千円、道の駅とげんきかんと聞いておりますけれども、何キロワットほどされたのかと、今まで公共施設に設置された場所と総合キロワット数がわかれば。

それから、公共施設にされる今後の計画等で決まっていることがあればお教え願いたいと思います。

**○議長（牛嶋利三君）**

富重環境衛生課長。

○環境衛生課長（富重巧齊君）

お答えします。

昨年度、まいピア高田に10キロワット、今年度、げんきかん及び道の駅に10キロワット、それぞれ設置をしております。

皆さん御存じのとおり、ことし9月24日、接続の申し込みに対する回答の保留というのを九電が出されたことは記憶に新しいかと思いますが、昨年度まではこの逆潮流の装置は必要条件ではございませんでしたけれども、今年度からその設備が必要ということで、今回、県の補助を使って追加するという事なんですけれども、現在、公共施設で行っているのは、先ほど言いました3カ所のみでございます。

それから、消防署等につきましては、ちょっと申しわけございませんけれども、私、発電量は調べておりませんので、御了承を願いたいと思いますが、今後、環境衛生課として施設に設置する予定は今のところございません。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

15番井手敏夫君。

○15番（井手敏夫君）

わかりました。今、HEMS事業をやっているわけですけど、これに対する電気の売買関係で進んでいくなれば、ぜひとも公共施設、今、小学校、中学校がいっぱいあるわけですけど、そういうところに今は全国的にかなり太陽光発電が乗っております。九電との絡みもありますけど、送電関係はありますけど、ぜひともこの太陽光発電は進めていっていただきたいと思っておりますし、バイオマス関係もまた進んでいきますので、再生可能エネルギーをもっともっと進めていかななくてはいけないと思っておりますので、そこら辺、もう一回今後の考え方をお示しできれば。

○議長（牛嶋利三君）

富重環境衛生課長。

○環境衛生課長（富重巧齊君）

市単費ではなかなか厳しいという面がございます、道の駅及びげんきかんについては、災害の防災拠点施設ということで整備をして、補助率の高い事業に取り組んでおります。

先ほど議員おっしゃいますような、いわゆる中学校であったり、あるいは校区の公民館で

あつたり、いろんな公共施設がございます。基本的に、先ほど言いましたように、今のところ今後の公共施設に対する整備は考えておりませんでしたけれども、御意見ありますように、財政とも協議をしながら、あるいは新たな補助制度を探しながら検討させていただければというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

15番井手敏夫君。

○15番（井手敏夫君）

最後ですけど、単費でなかなか難しいというような話ですけど、今後の経費関係も含めて、交付税もまた下がってきますので、そういうのも含めて、必要経費が下がってくれば、電熱等の光熱費等が下がってくれば、かなり経費もかからなくなってくるんじゃないかと思えますので、ぜひとも進めていただきたいと思えます。

結構です。

○議長（牛嶋利三君）

答弁要りませんね。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。1番田中信之君。

○1番（田中信之君）

太陽光のことについていろいろ聞くけど、まず1点は、九州は、特に九電が新規のやつは受け付け中断ということで、今まで申請をしているものについてはいいだろうけど、新規のやつは受け付けないということだから、統合小学校で小学校があくわけでしょうが。そこにやっぱり太陽光とかいいんじゃないかと私も思っておったんだけど、結局、今の状況からすれば、それは不可能ということでしょう。新規受け付けは保留ということになっておるからね。ですから、その九州電力の関係の確認ですね。

それから、HEMSの話も出ましたけれども、HEMSは1.5円プラスで買うというような話を聞いていたんだけどね、太陽光は民間の方も大分設置してあると思うんだけど、それから、みやまエネルギー開発機構も町が出資しているところもありますわな。それから、北九州の会社もたくさん持っているけれども、いつぐらいから1.5円高く買ってね、家庭には1.5円安く売るといふのかな。その時期等もあわせてお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（牛嶋利三君）

横尾環境経済部長。

○環境経済部長（横尾健一君）

HEMSの事業としては、今、モニターを募集してやっているところですが、事業自体は来年、平成27年4月からのサービス開始ということになります。

今、考えておりますのは、1.5円じゃなくて1円高く買うということでのサービスになっております。（発言する者あり）1円高くということです。時期は来年4月からということでございます。

○議長（牛嶋利三君）

富重環境衛生課長。

○環境衛生課長（富重巧齊君）

今後の九電の考え方といいますか、新規の取り扱いの分につきましては、現在、九電のほうとしましては、先ほど議員さんおっしゃいますように、新規の受け付けは行っていないようでございます。

ただ、現在、情報によりますと、九電を含めて、ほかの電力会社も送電の余力があるのかどうなのか、そういった検討、それからもう1つが、この事業が始まった3年ほど前、申請だけを行って、その枠だけをとってまだ工事に着工していないような大規模事業者等が相当数上っていると。その辺の整理をしながら、再開に向けた協議もされているように聞き及んでおります。それで、その辺の内容につきましても情報を得ながら、再開されたら申請をしていくと、検討をしていくというふうなことを考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

1 番田中信之君。

○1 番（田中信之君）

そうしましたら、1円ということやったら、1円プラス買ってくれるという回答やったんですけど、前は1.5円というようなことをちょっと聞いておったんですけど、1円ということで、いいけど、それはほかの業者もやっていますもんな。民間はほとんどの業者が1円高く買いますよと。だから、それはできるだけ早く皆さんにもお知らせ願いたいと。

それから、回答はなかったんですけど、売るほうは1円安く売るわけやろう。だけん、そこを教えてくださいよ。だから、九電よりも1円高く買って、1円安く売るというふうに理解しておったんですけど、そこをまず確認で、そこは1回目の質問に答えておらんとよ。

それから、HEMSについては……

○議長（牛嶋利三君）

ちょっと多岐にわたりよるけん、集中してですね。

○1番（田中信之君）

集中してしよっじゃっか。HEMSのこと、同じ質問をしよっとたい。

HEMSについては、平成27年4月からで、そのときに買うほうも売るほうも同時にスタートするのか。

○議長（牛嶋利三君）

ちょっと質問のあれが違うですよ。

○1番（田中信之君）

太陽光のことやっかん、これは。太陽光の……

○議長（牛嶋利三君）

違うて。（「太陽光と違います」と呼ぶ者あり）

○1番（田中信之君）

太陽光のことやけん、HEMSも。関連じゃない。そげん、一々ずっと……

○議長（牛嶋利三君）

もう予算だけのことで聞いてくださいよ。

○1番（田中信之君）

はい。予算のいっちょあるやっかん。

だから、できるだけ皆さんにね、九電の状況がちょうど不安定というか、どういうふうになるか、先行きがペンディングみたいになっているから、情報がわかり次第、皆さんにもね、例えば、家庭用やったら補助金の問題もあるでしょう。そこを知らせるようにしてください。

○議長（牛嶋利三君）

富重環境衛生課長。

○環境衛生課長（富重巧齊君）

最後に家庭用のということをおっしゃいましたけれども、10キロワット未満の家庭用の部分については現在も行われておりますので、いわゆる大規模といいますか、そういったことでございますので、みやま市が行っております太陽光発電に対する補助金の約9割以上は10キロワット未満の家庭の発電に対する補助金でございますので、現在のところ、それについ

ては問題ないかなというふうに考えております。

ただ、今後、九電の考え方がまた変われば、それは当然変わってくるわけなんですけれども、現状としては10キロワット未満については従前のおりというふうな考え方でございますので、今後もそういった方向でやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第50号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第50号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数です。よって、議案第50号 平成26年度みやま市一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決をされました。

#### 日程第11 議案第51号

○議長（牛嶋利三君）

日程第11. 議案第51号 平成26年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）



質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第51号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第51号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よつて、議案第51号 平成26年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案どおり可決をされました。

暫時休憩をいたします。

午前10時23分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

#### 日程第12 報告第5号

○議長（牛嶋利三君）

日程第12. 報告第5号 専決処分の報告について（専決第5号 訴訟事件の和解について）説明を求めてまいります。西原市長、お願いします。

○市長（西原 親君）（登壇）

報告第5号を提案する前に、本日、追加提案させていただきます議案の概要について御説明を申し上げます。

本日、追加提案させていただきます議案は、報告第5号 専決処分の報告についてから議案第60号 平成26年度みやま市水道事業会計補正予算（第1号）までの10件でございます。

まず、報告第5号につきましては、訴訟上の和解について、地方自治法第180条第1項の規定によるみやま市長の専決事項の指定に基づき、平成26年11月27日付で専決処分を行いま

したので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

次に、議案第52号につきましては、職員の給与等の適正化を図るため、国家公務員の給与に準じ、条例を改正するものでございます。

次に、議案第53号から議案第60号までの補正予算につきましては、議案第52号で提案しております給与条例改正に関する補正及び4月の人事異動等に伴う補正をお願いするものでございます。

なお、議案第53号以降につきましては、担当者より提案理由の説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、報告第5号 専決処分の報告について（専決第5号 訴訟事件の和解について）御説明を申し上げます。

本件につきましては、平成25年6月議会にて可決いただいた緊急自動車の交通事故に関する反訴の提起につきまして、裁判所からの和解の勧告に基づき損害賠償額を確定する和解が成立いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定によるみやま市長の専決事項の指定についてに基づき、平成26年11月27日付で専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

和解の概要といたしましては、緊急自動車の過失割合を1割とし、損害額158千円の9割に当たる142,200円が相手方より支払われるという内容でございます。

なお、相手方への損害賠償確定額につきましては、緊急自動車の自動車保険により支払われることを申し添えておきます。

以上、報告第5号 専決処分の報告について説明を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第5号 専決処分の報告について（専決第5号 訴訟事件の和解について）を終わります。

### 日程第13 議案第52号

○議長（牛嶋利三君）

日程第13. 議案第52号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

議案第52号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては、本年8月に国家公務員に対して出された人事院の給与勧告について、国においても関係法律の改正がなされたことに伴い、これまでも人事院勧告に準拠して給与改定を行ってきた本市の経緯を踏まえ、条例の改正をお願いするものでございます。

本条例の概要につきましては、給料については、平均0.3%を世代間の給与配分の見直しの観点から若年層に重点を置いて改定し、通勤手当については、交通用具使用者に対し、使用距離の区分に応じ100円から7,100円までの幅で改定を行い、また、勤勉手当については、年間0.15カ月分の引き上げ改定を行うものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第52号の討論につきましては、ただいまのところ通告があってありませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第52号は原案どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数です。よって、議案第52号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案どおり可決をされました。

日程第14 議案第53号

○議長（牛嶋利三君）

日程第14. 議案第53号 平成26年度みやま市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めてまいります。坂田企画財政課長、お願いします。

○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）

議案第53号 平成26年度みやま市一般会計補正予算（第5号）について提案理由の御説明を申し上げます。

平成26年度みやま市一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算にそれぞれ17,487千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18,691,684千円といたしております。

今回追加いたしております補正予算は、平成26年人事院勧告等に伴いまして、一般職の職員の給料表を平均0.3%引き上げる改定及び勤勉手当の支給月数を0.15月引き上げる改定などを実施いたしますために所要額の補正を行うものでございます。さらに、これにあわせて人事異動等による人件費の補正をお願いするものでございます。

予算書の7ページをお願いいたします。

歳入予算でございますが、歳入予算は19款.繰越金を追加いたしております。

次に、8ページ以降となります歳出予算につきましては、給与改定分、人事異動等分、また、退職勧奨等によります退職手当組合負担金の追加など、給料、職員手当等の補正、さらに、各特別会計と調整いたしました特別会計繰出金を計上いたしております。

なお、人件費の補正の詳細につきましては、予算書36ページでございますけれども、補正予算給与費明細書に記載いたしております。予算書36ページからでございます。

また、添付いたしております一般会計補正予算書の資料に説明をいたしておりますけれども、今回の職員給の補正額は、一般会計及び各特別会計を合わせまして給与改定分37,691千円の追加、人事異動等分19,258千円の減額、合わせまして18,433千円の追加といたしております。

以上、議案第53号 平成26年度みやま市一般会計補正予算（第5号）の概要を御説明いた

しましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

時間外勤務のことでお尋ねしますけれども、私はこれを見よって時間外勤務がえらい多いなと思って説明書の中を見たら、人事異動分がほとんどですね。今度の改定分が2,952千円、それと人事異動分が7,596千円ですね。それで、人事異動分というのは事務引き継ぎとかそういう業務の費用ですかね、その辺をちょっとお尋ねします。

○議長（牛嶋利三君）

ちょっとよかですか、川口議員。全部で18,433千円の追加なんですよ。どの部分をお尋ねですか。

○6番（川口正宏君）

12月の補正予算の中で、中身を見てみると時間外勤務の……

○議長（牛嶋利三君）

いわゆる超勤の関係あたりをお尋ねでしょう。

○6番（川口正宏君）

はい。

○議長（牛嶋利三君）

それは提案理由説明で今あったやないですか。そのほとんどが人事異動とかそういう部分ですよと。

○6番（川口正宏君）

いやいや、それはお聞きしましたので、その人事異動の引き継ぎとか業務引き継ぎとかの費用ですかと聞いているわけです。

○議長（牛嶋利三君）

はい、どうぞ。塚野総務部長。

○総務部長（塚野仙哉君）

今、川口議員のほうからお尋ねがあった、先ほど提案理由で説明をいたしました人事異動分といいますのは、当初予算で職員の配置をして予算を計上しているわけですがけれども、4月1日に人事異動が行われまして、その異動した分の給与の差が部署、部署によって出てく

るわけでございます。その分の差を人事異動分ということで、今回、減額ということで出させていただいているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

いや、総額では16,000千円から減額になっておりますけれども、時間外勤務の分が逆にふえとったものですからお尋ねしたところです。

○議長（牛嶋利三君）

平木総務課長。

○総務課長（平木啓喜君）

総務課長のほうから説明させていただきます。

今回の人事異動分につきましては、先ほど部長が説明しました4月1日付の人事異動分によるものと、それから、本年10月までの実際行った時間外勤務手当の不足分を合わせて計上しているものでございます。

それで、決算監査の中でも御指摘がありましたけれども、部署によっては非常に超過勤務がふえているという部署もございます。それは福祉事務所とか、いろいろな国、県からの権限移譲、それから、新たな事業によるもの等で、どうしてもこれまでの通常の勤務時間では不足するものを超過勤務ということでやむを得ず行った分が不足するというところで、これにあわせて計上させていただいております。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第53号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第53号は原案どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（牛嶋利三君）

起立多数です。よって、議案第53号 平成26年度みやま市一般会計補正予算（第5号）は原案どおり可決をされました。

#### 日程第15 議案第54号

○議長（牛嶋利三君）

日程第15. 議案第54号 平成26年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めてまいります。坂田企画財政課長、お願いします。

○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）

議案第54号 平成26年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の御説明を申し上げます。

平成26年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,846千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,826,749千円といたしております。

歳入予算は、9款1項1目. 一般会計繰入金を減額し、また、歳出予算は、1款1項1目. 一般管理費の職員人件費につきまして、職員8名分の給与改定分と人事異動等分を計上いたしております。

以上、議案第54号 平成26年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を御説明いたしました。よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第54号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第54号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第54号は原案どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数です。よって、議案第54号 平成26年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決をされました。

#### 日程第16 議案第55号

○議長（牛嶋利三君）

日程第16. 議案第55号 平成26年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めてまいります。坂田企画財政課長、お願いいたします。

○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）

議案第55号 平成26年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案理由の御説明を申し上げます。

平成26年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算にそれぞれ4,220千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ615,034千円といたしております。

歳入予算は、4款1項1目。一般会計事務費繰入金を追加し、また、歳出予算は、1款1項1目。一般管理費の職員2名分の給与改定分と人事異動等分による額を調整し、計上いたしております。

以上、議案第55号 平成26年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を御説明いたしました。よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第55号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第55号は原案どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数です。よって、議案第55号 平成26年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決をされました。

#### 日程第17 議案第56号

○議長（牛嶋利三君）

日程第17. 議案第56号 平成26年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。坂田企画財政課長、お願いします。

○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）

議案第56号 平成26年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

平成26年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、介護保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から1,034千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,500,354千円といたしております。

まず、歳入予算は、7款1項3目。その他一般会計繰入金を減額いたしております。

また、歳出予算は、1款1項1目。一般管理費及び4款2項1目。包括的支援事業費の職員人件費につきまして、職員18名分の給与改定分と人事異動等分を計上いたしております。

以上、議案第56号 平成26年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第56号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第56号は原案どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第56号 平成26年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決をされました。

#### 日程第18 議案第57号

○議長（牛嶋利三君）

日程第18. 議案第57号 平成26年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。坂田企画財政課長、お願いします。

○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）

議案第57号 平成26年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の御説明を申し上げます。

平成26年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算にそれぞれ42千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ305,017千円といたしております。

歳入予算は、5款1項1目。一般会計繰入金を追加し、また、歳出予算は、2款1項1目。下水道建設事業費の職員4名分の人件費につきまして、給与改定分と人事異動等分を調整し、計上いたしております。

以上、議案第57号 平成26年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を御説明いたしました。よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第57号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第57号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第57号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数です。よって、議案第57号 平成26年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決をされました。

#### 日程第19 議案第58号

○議長（牛嶋利三君）

日程第19. 議案第58号 平成26年度みやま市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めてまいります。坂田企画財政課長、お願いいたします。

○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）

議案第58号 平成26年度みやま市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

提案理由の御説明を申し上げます。

平成26年度みやま市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算にそれぞれ169千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ63,559千円といたしております。

歳入予算は、5款1項1目、一般会計繰入金を追加し、また、歳出予算は、1款1項1目、一般管理費の職員1名分の人件費につきまして、給与改定分と人事異動等分を調整し、計上いたしております。

以上、議案第58号 平成26年度みやま市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を御説明いたしました。よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第58号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第58号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第58号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第58号 平成26年度みやま市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決をされました。

## 日程第20 議案第59号

○議長（牛嶋利三君）

日程第20、議案第59号 平成26年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めてまいります。坂田企画財政課長、お願いいたします。

**○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）**

議案第59号でございます。平成26年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の御説明を申し上げます。

平成26年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算にそれぞれ1,578千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ427,517千円といたしております。

歳入予算は、6款1項1目、一般会計繰入金を追加いたしております。

また、歳出予算は、1款1項1目、総務管理費の職員5名分の給与改定分と人事異動等分を調整し、計上いたしております。

以上、議案第59号 平成26年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を御説明いたしました。よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第59号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第59号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第59号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（牛嶋利三君）**

起立多数であります。よって、議案第59号 平成26年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決をされました。

**日程第21 議案第60号**

○議長（牛嶋利三君）

日程第21. 議案第60号 平成26年度みやま市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めてまいります。内野上下水道課長、お願いします。

○上下水道課長（内野逸雄君）（登壇）

議案第60号 平成26年度みやま市水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由の御説明を申し上げます。

平成26年度みやま市水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的支出予算から1,062千円を減額し、総額を496,024千円といたしております。

収益的支出予算、1款1項、営業費用の職員10名分の人件費につきまして、一般会計と同様に給与改定分と人事異動等分を調整し、計上いたしております。

以上、議案第60号 平成26年度みやま市水道事業会計補正予算（第1号）を御説明いたしましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第60号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第60号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第60号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第60号 平成26年度みやま市水道事業会計補正予算

(第1号)は原案のとおり可決をされました。

## 日程第22 発議第7号

### ○議長（牛嶋利三君）

日程第22. 発議第7号 みやま市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

事務局長より朗読をいたします。馬場議会事務局長、お願いいたします。

### ○議会事務局長（馬場洋輝君）

〔朗読省略〕

### ○議長（牛嶋利三君）

提出議員の説明を求めてまいります。8番近藤新一君。

### ○8番（近藤新一君）（登壇）

それでは、提案理由の説明を申し上げたいと思います。

発議第7号 みやま市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

本件は、今年の6月定例議会で発議第2号 みやま市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてが可決され、当該条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から議員定数が2名削減され、17名になることに伴い、常任委員会の委員定数及び所管の見直し並びに議会運営委員会の委員定数の見直しにより所要の改正を行うものであります。

議会改革調査特別委員会において調査、検討の結果、総務文教常任委員会は名称を「総務常任委員会」に改め、所管事項の「教育委員会」を削除し、あわせて所管事項に「市民部」及び「消防本部」を追加する。厚生常任委員会は、委員定数を6名から5名とし、その名称を「文教厚生常任委員会」に改め、所管事項の「市民部」及び「消防本部」を削除し、あわせて所管事項に「教育委員会」を追加する。産業建設常任委員会は、委員定数を6名から5名とする。議会運営委員会は、委員定数を9名から6名とするを内容とする委員会条例の一部を改正する条例案の成案を見ましたので、議案を提出するものであります。

なお、条例の施行期日につきましては、常任委員会の名称及び所管事項の改正規定は、平成27年第1回みやま市議会定例会の開会の日からとする。委員会の委員定数の改正規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙により選出された議員の任期の開始の日からそれぞれ施行します。

皆様の御理解と御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上、みやま市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を終わります。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。発議第7号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第7号を採決いたします。

お諮りをいたします。発議第7号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第7号 みやま市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決をされました。

#### 日程第23 発議第8号

○議長（牛嶋利三君）

日程第23. 発議第8号 みやま市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

事務局長より朗読をいたします。馬場議会事務局長、お願いします。

○議会事務局長（馬場洋輝君）

〔朗読省略〕

○議長（牛嶋利三君）

それでは、提出議員の説明を求めてまいります。8番近藤新一君、お願いします。



○8番（近藤新一君）（登壇）

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

発議第8号 みやま市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について提案理由の説明を申し上げます。

本件は、先ほど議決いただきました発議第7号 みやま市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての件と整合性を図るため、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、常任委員会の名称の変更に伴い、別表中の「総務文教常任委員会」を「総務常任委員会」に、「厚生常任委員会」を「文教厚生常任委員会」に改めるものであります。

なお、条例の施行につきましては、平成27年第1回みやま市議会定例会の開会の日からとします。

皆様の御理解を、そしてまた、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上、みやま市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について提案理由の説明を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。発議第8号の討論につきましては、ただいまのところ通告があってありませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第8号を採決いたします。

お諮りをいたします。発議第8号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第8号 みやま市議会会議規則の一部を改正する規

則の制定については原案のとおり可決をされました。

#### 日程第24 請願第5号

##### ○議長（牛嶋利三君）

日程第24. 請願第5号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願を議題といたします。

本件については、厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。坂口厚生常任委員会委員長、お願いいたします。

##### ○厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

厚生常任委員会委員長報告をいたします。

請願第5号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願について、厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月8日に松藤保健福祉部長、加藤健康づくり課長及び関係係長の出席を求め、全委員出席のもと、委員会を開催いたしました。

本請願は、ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度の創設、身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度を実現するよう国に意見書の提出を求めるものです。

委員会では慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

##### ○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。請願第5号の討論につきましては、ただいまのところ通告があってありませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願第5号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

請願第5号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、請願第5号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願については委員長報告のとおり採択をされました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時34分 休憩

午前11時45分 再開

○議長（牛嶋利三君）

それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

お諮りをいたします。発議第9号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書を日程に追加いたしまして、追加日程第1として直ちに議題としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第9号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定をいたしました。

#### 追加日程第1 発議第9号

○議長（牛嶋利三君）

追加日程第1. 発議第9号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書を議題といたします。

事務局長より朗読をいたします。馬場議会事務局長、お願いいたします。

○議会事務局長（馬場洋輝君）

〔朗読省略〕

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより提出議員の説明を求めてまいります。14番坂口孝文君、お願いします。

○14番（坂口孝文君）（登壇）

発議第9号の提案理由の説明をいたします。

発議第9号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、先ほど採択された請願第5号の願意及び地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に対し、意見書を提出するものであります。

なお、内容につきましては、ただいま事務局長が朗読により説明したとおりでございます。

皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。発議第9号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第9号を採決いたします。

お諮りをいたします。発議第9号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第9号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書は原案のとおり可決をされました。

#### 日程第25 閉会中の継続調査の申出について

○議長（牛嶋利三君）

日程第25. 閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員長から目下委員会において調査中の事件について、会議規則第111条の規定によって、お手元にお配りをいたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りをいたします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ご

ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

議会報編集特別委員会及び議会改革調査特別委員会につきましては、調査が終了するまで閉会中の継続調査となっておりますが、調査事項は別紙のとおりでございますので、御承知おきをお願いいたします。

お諮りをいたします。本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第43条により議長に委任いただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任することと決定をいたしました。

これをもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成26年第4回みやま市議会定例会を閉会いたします。

午前11時55分 閉会

上記会議の次第は、馬場洋輝の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会議長 牛嶋 利 三

みやま市議会議員 野 田 力

みやま市議会議員 上津原 博